

## 大飯原発第3、4号機差止請求訴訟を支援し、無反省で無責任な 原発推進政策の放棄と原発のない社会の実現を求める決議

- 1 2013年9月15日に全国で唯一稼働中だった福井県の大飯原発4号機が停止して以来、日本国内の全原発が停止した「原発ゼロ」の状態が、1年以上続いている。その一方で、政府は川内原発の再稼働にむけた動きを進め、福井県内の高浜原発を含む複数の原発で再稼働の準備が進められている。
- 2 この間の政府の原発推進政策の特徴は、際だった無反省と無責任にある。  
福島原発事故は、少なくない被災者を死に追いやり、多数の被災者の生活を根底から破壊し、深刻な被害をもたらした。この事故は、政府と電力会社が、「原発安全神話」に固執し、事故前から指摘されていた地震や津波の危険性を無視して「想定外」の事態を自ら招いた、明らかな人災であった。ところが政府は、福島原発事故の原因や経過の科学的検証も不十分なまま、また、地震や火山火砕流による災害の危険が指摘される川内原発をはじめ、再稼働予定の各原発について幾多の危険性の指摘がなされているにもかかわらずこれを無視し、「日本の原発の規制基準は世界一厳しい」などとうそぶいて、遮二無二再稼働の準備を進めている。再び「原発安全神話」を振りまくその態度は、福島原発事故の被災者や原発周辺住民を含む国民全体を愚弄するものであり、自由法曹団は、怒りをもって強く抗議する。
- 3 福井地方裁判所が2014年5月21日に下した大飯原発3、4号機運転差止請求訴訟の判決は、福島原発事故の深刻な被害を真摯に受け止め、こうした被害から生命を守り生活を維持する国民の権利が憲法上最も重要な権利であることを認め、原子力災害に至る具体的危険が万が一でもあれば原発の運転差止めは当然だと判示した。そして、大飯原発の安全技術及び設備は、自然に対する人間の能力の限界を軽視したものであって、地震の際の冷却機能の維持と使用済み核燃料の危険性を閉じ込める構造に欠陥があり、確たる証拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ちうる脆弱なものであると断罪し、運転差止めを命じた。  
福島原発事故の教訓に真摯に学ぶなら、同判決の判断は当然であるが、関西電力の不当な控訴により闘いは控訴審に移った。  
自由法曹団は、同判決を強く支持し、この訴訟を支える原告団、弁護団、地域住民と連帯して、共に奮闘するものである。
- 4 政府は、同判決を無視して原発推進にひた走ろうとしているが、地震や火山噴火、津波や台風などの巨大な自然災害が頻発する日本において、自然災害の猛威がますます強まろうとしている中で原発推進にひた走れば、再び悲惨な原発災害を招きかねない。  
また、使用済み核燃料等の最終処分の見通しが全く立たないもとで原発を推進することは、数万年にも及ぶ遠い未来を含む将来の世代の莫大なリスクの負担において現在の世代がエネルギーを享受するという点において、また、原発や放射性廃棄物関連施設の立地地域住民の莫大なリスクの負担において他の地域の住民がエネルギーを享受するという点においても、公平・正義に反する。
- 5 いま求められているのは原発推進ではなく、国民の生命と生活の安全を第一に考え、将来の世代にも責任をもって、原発のない社会の実現を目指すことである。その際、これまで負担を強いられてきた福井県の住民をはじめ原発立地地域等の住民の生活や、こうした地域の地域再生への十分な配慮がなされなければならないことは、いうまでもない。  
自由法曹団は、福井県をはじめとする原発立地地域等の住民を含む多くの国民と連帯しつつ、こうした原発のない社会の実現に向けて奮闘する。

2014年10月20日  
自由法曹団 福井・あわら総会